

平診九条の会 かべしんぶん

2017年9月号
(通算46号)
発行
平診九条の会



▲写真は8/19
に開催された道央
反核平和自転車リ
レー

8月28日に平診九条の会が開かれ、10人が参加しました。今回は、戦争体験を聞く(19回目)を橋本望看護師が報告(左記に掲載)その後ミニ学習会を開催。「原爆症と被爆者医療」をテーマに堀毛清史所長が報告。その後参加者全員が、意見や感想などを述べました。(発言の要約を記載します)

●被爆者健診を札幌病院でやっているのですね。戦争体験をした方と戦争を体験していない人は考えも違うが「へえ！やっているんだ」と思ってしまう。

●広島に行ったときに被爆者のおじいさんに書籍を見せられてとても厚い本だった。内容が被爆者手帳の裁判の本だと言っていた。自分たちのたかかった記録が残されているものだった。被爆者手帳と認定されているが、見せたがらない実態もわかってずつと苦しめられていたんだとわかった。

●長崎で被爆をされた人の話を聞いた。奥さんは被爆者手帳をもらえないが、自分はもらえている。被爆によって親も癌で亡くなっている。被爆したキロ数でもらえるお金も変わってくるのか？被爆者医療を北海道でもきちんとやっているんだと思った。

●放射線の人体への障害で「原爆ブラブラ病」があることをはじめて聞いた。人並みに働くことができなない病態を肥田先生が解明したことはすごい。自分が学生時代に調剤薬局で被爆者手帳を見たのは北海道で300人所有している人のうち1人だったんですね。

●被爆者手帳を持っている方は苦小牧病院でも1人いた。苦小牧でも被爆者3世の方がいたと聞いている。「はだ



堀毛先生の学習会の内容は次のページです。



戦争体験を聞く(19回目)
報告者：橋本 望(看護師)さん
報告の要約を掲載しました。

Uさん(88歳)が14、5歳の頃、学校を卒業し江別の軍事工場に住み込みで働いた。そこはとても酷いところで、仕事で使った機械を毎晩撤去してからみんな枕を並べて寝ていた。そこで半年働き、内地の農家の近くの工場に移った。そこでは戦闘機の部品を作る仕事をしていて、工場の近くで空襲警報がなることも多く、その度に工場の寮から農家の畑に遠方退避した。

1回だけ戦闘機同士がぶつかり2機燃えながら揃って落ちていくところを見たときは「日本はこの戦争に負ける」と思った。戦争がどんどん激しくなり、職場の判断で内地は危険とされ、江別の工場に戻された。食べ物もなく栄養失調の日々が続き、当時は脚気(※)という病気が流行った。戦争中に母親が腹膜炎を患い何軒か病院を回ったが、薬のほとんどが戦地に送られてしまったという理由で治療してもらえず亡くなってしまった。終戦になってから職場から毛布一枚と米が支給されたが、食糧確保に苦労した。ほうれん草とたんぼぼを混ぜたものや、でんぶんかすなどを食べていた。17歳で旭炭鉱(芦別市)に入り、それからすぐに生活が安定してきた。「戦争はもうたくさんだ。もう絶対に起きてはいけぬ。子供や孫、ひ孫の人生が奪われるのは絶対に嫌だ」と話される。

※脚気(かっけ)・・・ビタミンB1が不足して起こる疾患で、全身の倦怠感、食欲不振、足のむくみやしびれ、動悸、息切れなどの症状が現れる。放置すると心不全を起こして死に至ることもある。江戸から昭和初期まで多くの死者を出している。

原爆症と被爆者医療

堀毛清史所長が上記のテーマでミニ学習を行いました。内容の概略紹介と資料一部を掲載します。

原爆症とは、原子爆弾の爆発による、主に放射線障害の略称で、発症は被爆直後のことが多いが、10年、20年経った後に発症することが珍しくない。原爆投下から70年たった今でも発症するケースが見られる。また直接被爆をしていなくても、原爆投下直後に救援等で被爆地に入ったことにより「入市被爆」をしたり放射線降下物を含んだ「黒い雨」を浴びたり、さらに母胎内で被爆して生まれた子供に発症した。

被爆による死亡者数は、広島では急性死亡者数は9万人から16.6万人(被爆当時の人口は35万人)長崎は6万人から8万人(被爆当時の人口は27万人)とされている。現在の被ばく者数は、16万4千人で北海道では被爆者手帳を持つている方は321人。放射線への人体の影響については①早期障害②晩発障害③後世代的障害があり、悪性腫瘍や遺伝的障害は、被曝線量の増加に伴って発生頻度が高くなる。これを確率的影響という。骨髄障害や皮膚障害、眼障害、性腺機能障害などは、ある一定量以上の被曝で発生する。これを確定的影響という。原爆症の後障害のひとつで「原爆ぶらぶら病」がある。体力・抵抗力が弱く、疲れやすい、身体がだるい、などの訴えが続き、人並みに働けないため職業につけない、病気がかりや、すく、かかると重症化する率が高くなるなどの傾向がある。広

島市への原子爆弾投下後、市民のあいだで名付けられ、肥田舜太郎医師(※)が被爆患者の臨床研究をもとに研究してきた。肥田医師によると、当時よく呼ばれていた「ぶらぶら病」の状態が続き、医師に相談しているいる検査を受けてもどこも異常がないと診断され、仲間や家族からは怠け者というレッテルを貼られたつらい記憶をもつ者が少なくないという。

被爆者手帳については、被爆者援護法にもとづき交付される手帳で、直接被爆者及び入市状況等により資格が決められている。所定の要件を満たした場合は、医療の支援を受けることができる。また被爆者の健康診断も認められ一般健診とがん検診を受けることもできる。勤医協札幌病院では、被爆者健診を行っており、16年度は81名の方の健診を受けている。最後に堀毛所長から「原爆を許すまじ」の歌詞(左記参照)が紹介されました。

原子爆弾被爆者に対する医療の給付

医療の給付

医療の給付とは、病気やけがが治るまで、国の負担で医療を受けることができる制度をいいます。そして原子爆弾被爆者に対する保護に関する法律にもとづき行われる医療の給付には2つの制度があります。

- (1) 一般疾病に対する医療の給付
 - (2) 認定疾病に対する医療の給付
- 医療の給付の範囲は、通院や入院して病気やけがの治療を受けたり、必要な処置をしてもらうことほかに、次のようなこともふくまれます。
- (1) 治療に使用するコルセット、義手、義足等について、その購入に要した費用
 - (2) 入院または認定治療が必要となったとき、赤にすることができぬ、または把握で運ばれたようなときは、乗物の運賃、入件費
 - (3) 訪問看護事業者・老人訪問看護事業者の基本利用料
 - (4) 入院時の食事療養費

一般 (7~9割)	(1~3割)
保険給付	自己負担
被爆者健康手帳所持者 (7~9割)	(1~3割)
保険給付	国庫負担
認定された場合 (1割)	
国庫負担	

一般疾病に対する医療の給付

被爆者は、原子爆弾による放射線を受け、その影響で、(1)病気やけががかりやすいこと (2)病気やけがをしたとき、その病気やけがが治りにくいこと (3)病気やけがをしたことにより認定疾病を誘発するおそれがあること等から、一般疾病医療の給付の制度が設けられています。

この制度によって被爆者がいゆる認定疾病以外の一般の病気やけがをして医師にかかる場合、都道府県知事が指定した医療機関等にに行けば健康保険等の患者負担分を負担しないで、医療を受けることができます。たとえば、医療保険により医師にかかった場合、通常は医療費および入院時の食事に要する費用の一部を自分が負担しなければなりません。これが被爆者であれば、国が代わって支払ってくれます。

なお、75歳以上等で高齢者の医療の確保に関する法律の医療を受ける被爆者が、都道府県知事が指定した医療機関等の窓口で被爆者証と被爆者健康手帳を提示して医療を受けた場合は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金を、また、入院時の食事の一部負担についても国が代わって支払ってくれます。

れやすい、身体がだるい、などの訴えが続き、人並みに働けないため職業につけない、病気がかりや、すく、かかると重症化する率が高くなるなどの傾向がある。広島市への原子爆弾投下後、市民のあいだで名付けられ、肥田舜太郎医師(※)が被爆患者の臨床研究をもとに研究してきた。肥田医師によると、当時よく呼ばれていた「ぶらぶら病」の状態が続き、医師に相談しているいる検査を受けてもどこも異常がないと診断され、仲間や家族からは怠け者というレッテルを貼られたつらい記憶をもつ者が少なくないという。

「原爆を許すまじ」

浅石石二作詞・木下航二作曲

ふるさとの街やかれ
身よりの骨うめし焼土(やけつち)に
今は白い花咲く
ああ許すまじ原爆を
三度(たび)許すまじ原爆を
われらの街に

ふるさとの海荒れて
黒き雨喜びの日はなく
今は舟に人もなし
ああ許すまじ原爆を
三度許すまじ原爆を
われらの海に

ふるさとの空重く
黒き雲今日も大地おおい
今は空に陽もささず
ああ許すまじ原爆を
三度許すまじ原爆を
われらの空に

はらからのたえまなき
労働にきずきあく富と幸
今はすべてついえ去らん
ああ許すまじ原爆を
三度(たび)許すまじ原爆を
世界の上に

この唄を歌ったことがあるのは60歳代の医師2人だけでした。

平診9条の会運営委員会は
9月25日(月)17時15分
内容
①戦争体験を聞く
②73部隊について

原子爆弾被爆者健康診断

被爆者の中には、放射線の影響によって急性や慢性的原子爆弾による後障害ともいわれる病状にあって医療を受けなければならない人が、またにあらわれ、また、今日においても健康と思われる人の中からも、発病する人がいるなど、健康上特別な状態にあるので、都道府県知事(広島市、長崎市では市長)は被爆者の健康管理のため、健康診断と健康指導を行ってあります。

健康診断は、毎年2回、期日および場所(保健所、病院等)を定めて定期的に行われるものと、被爆者の希望によって、さらに追加で年2回行われるものとがあり、そのうち1回はがん検診を受診することができます。

この希望による健康診断をうけようとするときには、受診の希望日時などをあらかじめ都道府県(広島市、長崎市では市役所)に連絡し、健康診断を実施している保健所、病院等で受診することができます。いずれも無料で受診することができます。



- 健康診断は、一般検査・がん検査と精密検査(病院等に入院して検査を受けることもあります。)に分かれており、一般検査は、
- ① 視診、問診、聴診、打診および触診
 - ② CRP検査
 - ③ 血球数計算
 - ④ 血色素検査
 - ⑤ 尿検査(ウロビリ、糖、たんぱく、潜血)
 - ⑥ 血圧測定
 - ⑦ 医師が必要と認めた場合の肝機能検査
 - ⑧ 医師が必要と認めた場合のHbA1c検査から成り立っています。



- がん検診は、
- ① 胃がん検査
 - ② 肺がん検査
 - ③ 乳がん検査
 - ④ 子宮がん検査
 - ⑤ 多発性骨髄腫検査
 - ⑥ 大腸がん検査
- となっております。また、精密検査は一般検査・がん検査の結果をもとにして、さらに精密な検査を必要とする人について行います。